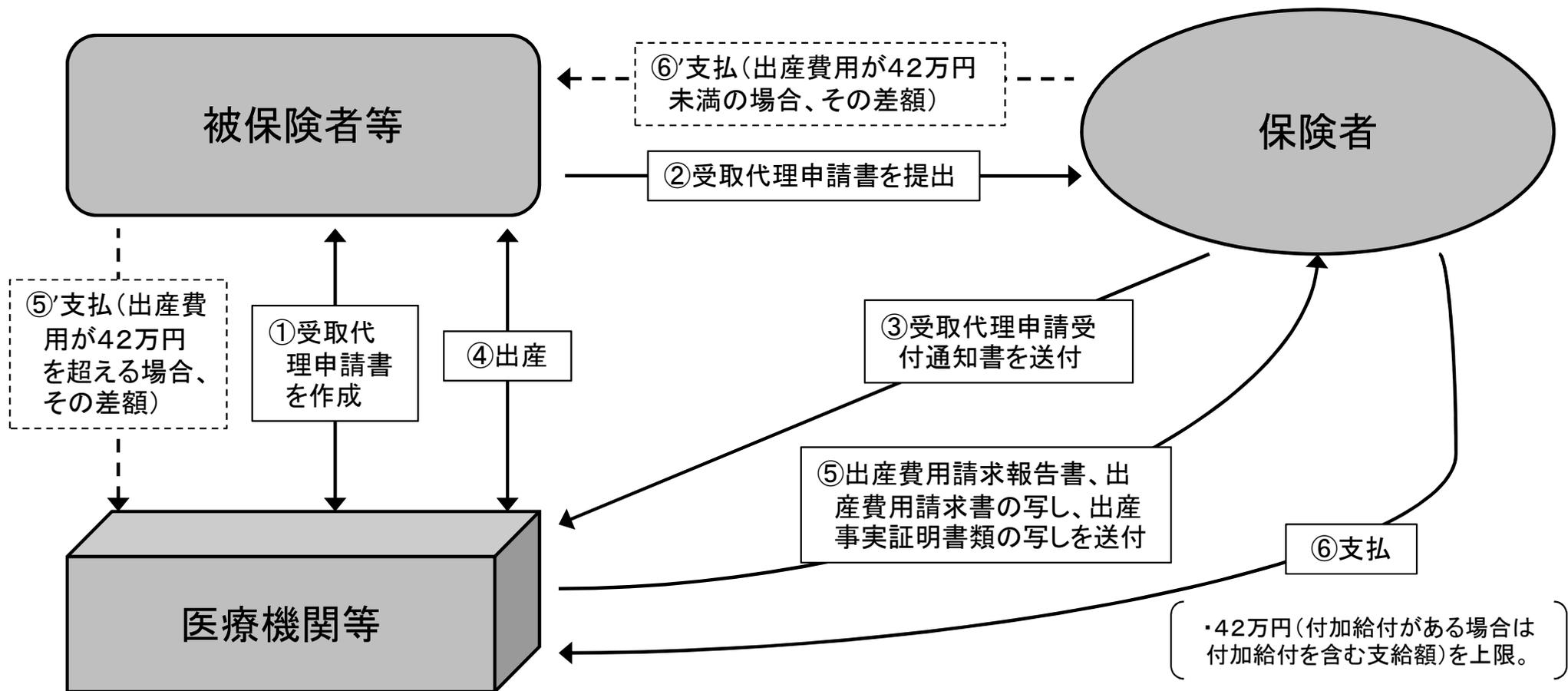


# 受取代理制度について



※対象者:被保険者等又はその被扶養者等が出産予定日まで2か月以内の者。

※対象医療機関等:年間分娩件数100件以下の診療所、助産所や正常分娩に係る収入の割合が50%以上の診療所、助産所を目安として、受取代理制度を導入する医療機関等は、厚生労働省に届出。

※「42万円」とあるのは、妊娠22週未満での出産や、産科医療補償制度に未加入の医療機関等における出産の場合は、「39万円」となる。

(救急搬送などにより、急遽、医療機関等を変更した場合)

